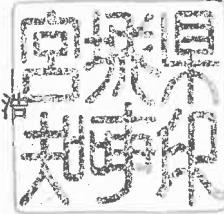


環対第250号
令和6年10月17日

公益財団法人宮城県環境事業公社 理事長 殿

宮城県知事 村井嘉浩



新産業廃棄物最終処分場整備事業環境影響評価準備書に対する意見について
(通知)

令和6年7月8日付けで送付のありましたこのことについて、環境影響評価条例（平成10年宮城県条例第9号）第32条第1項の規定による環境の保全の見地からの意見については、別紙のとおりです。

担当
環境生活部 環境対策課
環境影響評価班 佐々木
T E L 022-211-2667
F A X 022-211-2696
E-Mail kantaie@pref.miyagi.lg.jp

新産業廃棄物最終処分場整備事業環境影響評価準備書に対する意見

本事業は、黒川郡大和町において埋立面積約 13.28ha とする産業廃棄物最終処分場（管理型）を設置する事業であり、既に開発済みの土地（採砂場）を利用する事業であることから、一般的な開発事業と比較して、造成に伴う大気環境（粉じん、騒音、振動等）を含めた自然環境への影響が小さいことが想定される。

一方、対象事業実施区域（以下、「事業区域」という。）周辺は、大和町における主要な水田地域であり、大和町の第1次産業を支える地域として保全優先度が高い場所である。また、「都市の無秩序な拡大を防止し、市街地外周部の緑地を保全するために必要な樹林地、池沼、丘陵等良好な自然環境を形成している区域」として指定されている番ヶ森山周辺地域緑地環境保全地域が事業区域に隣接しており、当該地域の保全に留意する必要がある。

のことから、事業の実施に当たっては、周辺住民の理解醸成に努めるとともに、準備書に記載された環境保全措置を確実に実施し、環境への影響の回避・低減にさらに配慮すること。

1 全般的事項

（1）新たな事実が判明した場合の措置

環境への影響に関して新たな事実が判明した場合においては、必要に応じて適切な措置を講じること。

（2）地域住民等への積極的な情報提供

事業区域周辺の住民、関係自治体である大和町、大郷町及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら、事業を進めること。

また、環境影響が予測範囲を超えた場合については、その内容を影響の大小にかわらず迅速に公表すること。

（3）予測及び評価について

環境影響評価に当たっては、影響が「ある」、「ない」と言った紋切り型の評価を行うのではなく、基準を満足するかと併せてどの程度の影響が生じるかを論理的に予測及び評価した上で、その程度に応じた回避・低減措置を講じること。

（4）各種モニタリングの項目について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等によって規定されている各種モニタリングをする項目について、評価書に記載すること。

2 個別的事項

（1）騒音による影響

工事用資材等の搬出入に係る騒音による影響の評価については、実態を踏まえた環

境基準を適用し、評価書に記載した上で、回避・低減措置を講じること。

(2) 植物に対する影響

当該事業区域内及び近接地には、湿性地に生育する稀少植物種が多数存在するが、予測結果については工事・存在とともに影響がないと記載されている。これらの湿性植物は、生育する地点における水環境の変化による影響を大きく受けると考えられるので、乾燥化のようなことが起きると生育が困難になる。道路建設による植生への影響圏が 30m 以内であるという文献を根拠に影響が出ないと予測しているようだが、湿性地が成立している要因は単純ではない可能性があるため、詳細な検討を行い、評価書に記載した上で、回避・低減措置を講じること。